

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的・性格

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に位置づけられた地域福祉計画です。横浜市では、区ごとに「地域福祉計画」を策定し、市全体で「地域福祉支援計画」を策定することとしました。

港北区では、精神的、身体的、社会的に健康な生活という保健の視点も取り込み、計画の名称を「港北区地域福祉保健計画」としました。

「港北区地域福祉保健計画」は、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で、生き生きと自立し安心して生活を送れるよう、福祉・保健（健康）の視点からの「地域づくり・まちづくり」を目的として策定しました。

2 策定の背景

少子高齢化の進行、核家族化による家庭機能の低下等を背景として、区民の福祉保健ニーズは増大するとともに、多様化しています。

このような中、横浜市の福祉保健行政は、高齢者、障がい者、青少年といった対象者ごとに、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「横浜市障害者プラン」「横浜市青少年プラン」等を策定し、それに基づいてさまざまな施策を展開しています。

それぞれの計画は、特別養護老人ホームや障害者地域活動ホームといった様々な社会福祉施設の整備やホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅サービスの供給体制の整備など、横浜市の福祉保健施策の基盤となるもので、市全体で公平・統一的に対応すべき施策等を中心に、行政が実施すべき施策を定めています。

しかし、市民が地域で生活していく中では、身近な地域で「何らかの支援・支えあいを必要とする様々な課題（生活課題）」が発生します。

（身近な地域での生活課題の例）

- ・下の子を病院に連れて行く間だけ、お姉ちゃんを預かってほしい（子育て中の人）
- ・道路の向こうにある図書館にいきたいけど、誰か外出を手伝ってほしい（高齢・障がい者）
- ・言葉が不自由、誰か買い物のコミュニケーションを手伝ってほしい（障がい者）
- ・日本の風習がわからず、地域になじめなくて困っている（外国籍の方）

<地域福祉の推進（社会福祉法第4条より）>

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

このような生活課題については、地域ごとにその内容が様々であること、地域を取り巻く状況によって、課題の解決方法も様々であること、日常生活に密着したものであり、きめこまかな個別の対応が必要であるといった特徴があります。そのため、これまでの市全体を対象とした福祉保健の行政施策だけでは、適切な対応がどうしても困難な面があります。

3 地域発の取り組みを基本にしました

これまでの福祉や保健施策だけでは対応が困難な生活課題を解決するためには、「地域発」という地域からの視点による取り組みがどうしても必要です。

「港北区地域福祉保健計画」は、日々の生活の場である地域において、港北区民自らが「地域発」の視点で、様々な住民主体の活動や行政との協働によって、生活課題を解決していくための仕組みをつくっていくことを目指します。

4 13の地区計画を中心とした区計画を策定しました

人口31万人を越える港北区では、地域の生活課題を解決するには、区全体を対象として統一的对応しようとしても、適切な対応がどうしても困難な面があります。また、この計画を実効あるものにしていくためには、より地域に密着した地域単位での取り組み内容を定める行動計画の策定とその実践が必要です。そこで、「港北区地域福祉保健計画」は、地区別計画と区全体計画を策定しました。

地区別計画は、連合町内会のエリアを基礎単位とした13地区ごとに策定しました。それぞれの地域の実情を踏まえて区民が主体的に課題解決に取り組むことができるよう、地域で抱える生活課題と、課題を解決するための取り組みをまとめた計画です。

区全体計画は、13の地区別計画を推進支援するために、区全体として取り組むことをまとめた計画としました。

<市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条）>

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

5 市民と行政の新たな関係づくり

(1) 区民と行政の相互協力（協働）をすすめよう

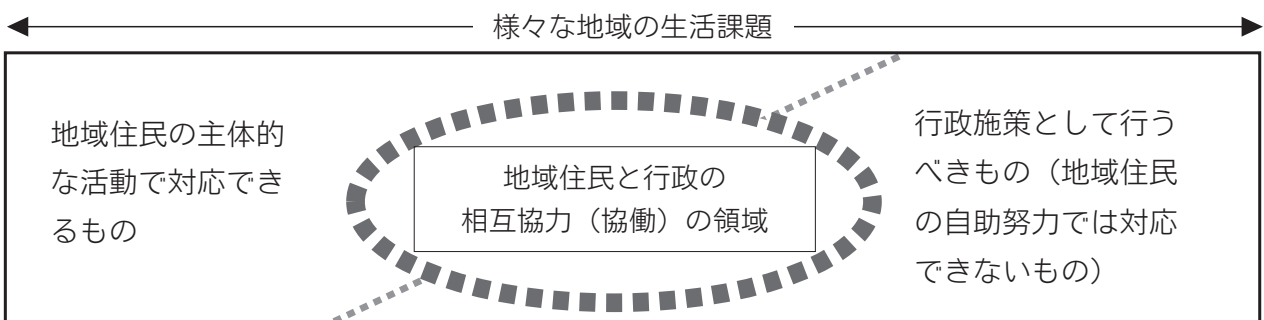
地域福祉保健の推進のためには、住民参加は不可欠であり、区民のもてる力を発揮していくため、区民と行政が協働で福祉と健康のまちづくりを進めるという新たな関係をつくっていく必要があります。

この計画は、これまでの行政と区民（住民）との関係を見直す性格をもつものであり、区民を地域におけるサービスの対象であると同時に、地域におけるサービスの担い手としても位置づけていくものです。

具体的には、地域住民が自らの生活基盤である地域での生活課題やそれを解決するための地域資源（人、物、サービス、情報など利用可能なあらゆる資源）の現状等を認識した上で、地域のあり方をどうするか自分たちで考え、課題の解決のために主体的に取り組むことが求められます。

一方、行政は住民、地域の自助努力だけでは対応できない問題について、区民との協働により解決するほか、行政の対応として課題解決する役割があります。

図1 地域の生活課題への対応のイメージ



(2) 区民と行政の関係づくりの第一歩をはじめよう

地域の生活課題の解決に向けた第一歩として、住民相互の対話の場、住民と行政との対話、協議の場（テーブル）づくりが必要となります。

このような場を通じて、住民、行政がそれぞれの担うべき役割をお互いに認識し、それに基づく住民の主体的な活動（行動）や行政施策の実施によって、具体的な生活課題の解決につながることを目指します。

このことを通じて、住民のまちづくりに対する意識が変化し地域の様々な課題に主体的に取り組むようになることや、行政の様々な取り組みについても、このような流れの中で地域ごとの特性やニーズを踏まえて行われることにより、地域住民の満足度を高めていくと考えられます。

(3) 新たな関係づくりをすすめよう

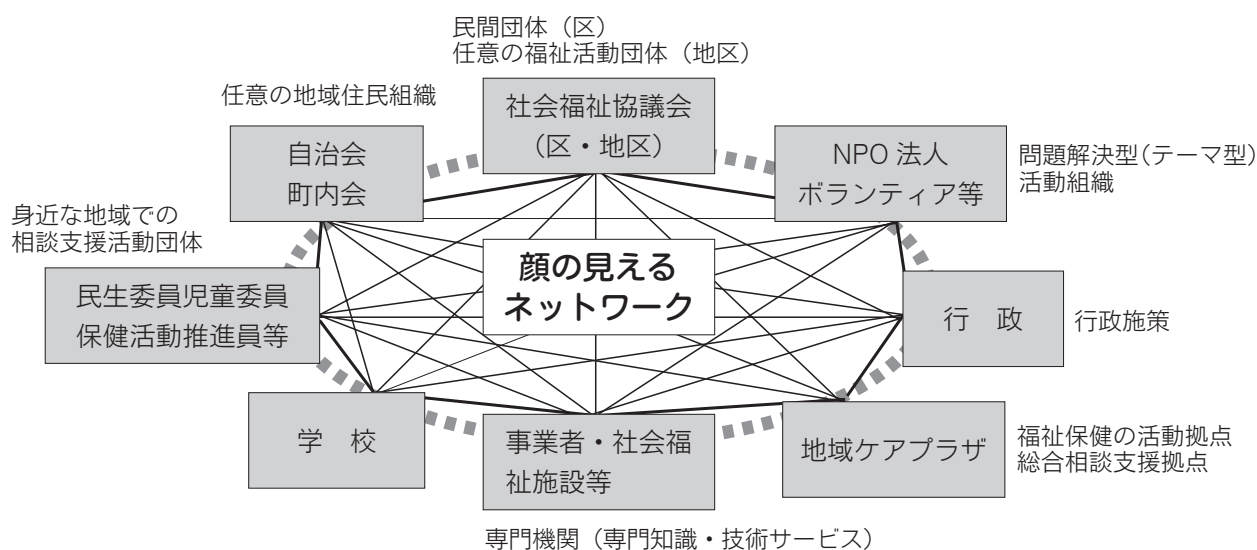
【地域と活動組織、活動組織間の関係づくり】

自治会・町内会などの地縁型の組織と新たな活動組織であるNPO法人をはじめとするテーマ型の活動組織、またテーマ型の活動組織同士が互いに活動内容を認知し、受け入れ合い、相互にゆるやかな連携を保ちながら影響を及ぼし合うことが、今後の地域福祉保健の推進につながっていきます。

また、この計画で想定する地域では、自治会・町内会等の住民組織や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)、民生委員児童委員、保健活動推進員、NPO法人、事業者、行政など様々な活動主体が、それぞれの地域住民の生活課題をとらえ活動を行うこととなります。

地域住民の生活課題に適切に対応するためには、生活課題と解決手段を結びつける顔のみえるネットワークの中でのしくみづくりが必要です。

図2 地域の生活課題と地域活動を結びつけて課題解決していくためのネットワーク



※ 行政と関係の深い地域の団体（町内会から推薦・選出される町のリーダー）

- 民生委員・児童委員：単位町内会ごとに200～400世帯に1人。市民の立場にたつて福祉の相談に応じ、援助を行っています。行政とのパイプ役としても活躍しています。任期は3年
- 保健活動推進員：自治会・町内会ごとに1人。地域の保健衛生リーダーとして、保健衛生の知識の普及や保健衛生活動・健康づくり活動などの推進役を担っています。任期は2年
- 青少年指導員：青少年の自主的な活動と健全育成の推進役を担っています。任期は2年
- 体育指導委員：原則として自治会町内会から1人横浜市教育委員会から委嘱され各種スポーツ振興事業を推進
- 家庭防災員：全市で5,000人。防災、地震対応、救急法などの知識技術を習得し家庭で実践。研修制度。毎年
- 環境事業推進委員：自治会・町内会ごとに1人。ごみの減量資源化、まちの美化活動を担っています。任期2年

【港北区社会福祉協議会との関係づくり】

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられており、地域住民やボランティア、福祉保健関係者等の協力を得て、住民の福祉の増進を目的とする民間団体です。

本計画の策定にあたっては、港北区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）も計画策定メンバーとして行政とともに策定過程に参画しました。

「港北区地域福祉保健計画」の推進についても、各取り組みを進めるうえで、区社協としての民間の主体性や独自性を発揮し、13の地区社会福祉協議会の活動を支援し地域での市民活動を支える活動や、地域福祉に関わる人材の育成・ボランティア情報の収集発信、活動のコーディネートなど地域福祉の推進役としての中心的役割を担っていくことが求められています。

また、区社協が策定した「(新) 港北区地域福祉活動計画」では、①ボランティア活動等の広範な市民活動の支援、②福祉のまちづくりのための情報発信・相談機能の充実、③身近な地域での支えあい活動の推進を重点活動目標としており、行政の「地域福祉保健計画」と区社協の「地域福祉活動計画」は、相互に緊密な連携をとって実施していく必要があります。

本計画を推進するうえでの重要なパートナーとして、区社協との協働を進めていきます。

【地域ケアプラザの機能強化】

地域ケアプラザは、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせる地域をつくっていくための拠点として、地域の福祉保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を総合的に提供する施設です。中学校区に1か所整備しており、港北区には7か所の地域ケアプラザがあります（9か所整備予定、8か所目整備中）。

身近な地域で、①子ども、障がい者、高齢者等の生活上の相談に応じ、必要なサービスに結びつける相談調整機能、②地域ニーズを反映させた自主事業の企画実施、③地域住民の福祉保健活動を支援するための相談や施設の貸出など地域交流支援機能、④介護保険制度の相談・高齢者デイサービスなどの在宅サービスの提供機能をもっています。

計画の推進にあたっては、地域ケアプラザの機能を積極的に活用し、区民や団体が取り組みたいことを具体化するための支援を行っていきます。

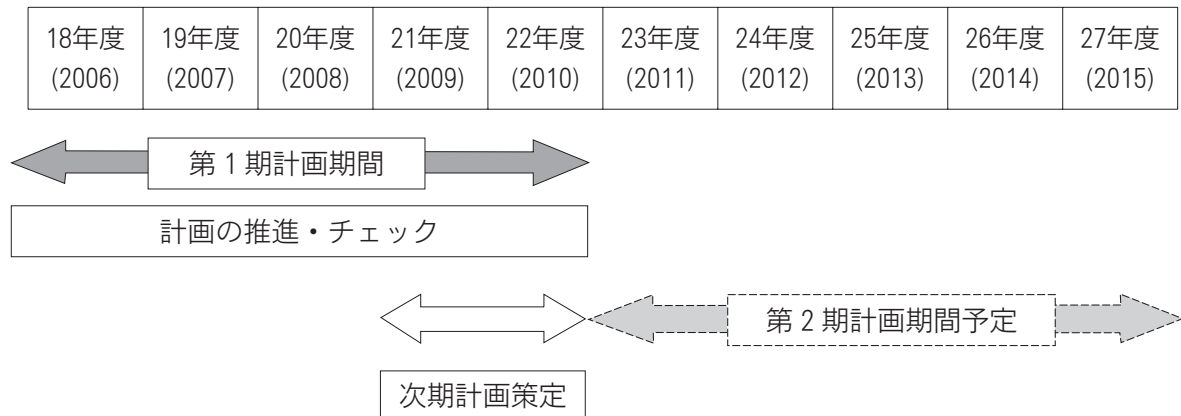
【社会福祉施設等事業者との関係づくり】

保育園や障がい者施設、特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉施設や福祉サービス提供事業者の役割としては、その施設の入居者や通所者、サービス利用者への対応のみならず、施設や事業者が持っている機能や専門的な知識や技術を地域に積極的に開放し、地域との連携を深め、地域福祉の向上に向け、相互協力していく関係づくりが求められています。

6 計画の期間

計画策定及び実施期間は、平成18年度(2006年)から平成22年度(2010年)までの5か年です。計画は5か年ごとに見直し、地域の生活課題にあったものとしていきます。

また、この計画は計画期間中、計画に基づき多くの区民が参加して実際に取り組んでみて、その結果を区民参加による地域福祉保健計画推進のための委員会などで評価して、さらに計画の内容を柔軟に見直していく性格をもった計画としていきます。



7 計画の策定方法

計画は、13の地区で、その地域の抱える生活課題を知り、それを解決するための資源の状況を踏まえたうえで、生活課題を解決するための具体的な取り組み内容を地区計画・区全体計画として取りまとめるため、以下のような取り組みを進め計画を策定しました。

図3 計画の策定プロセス

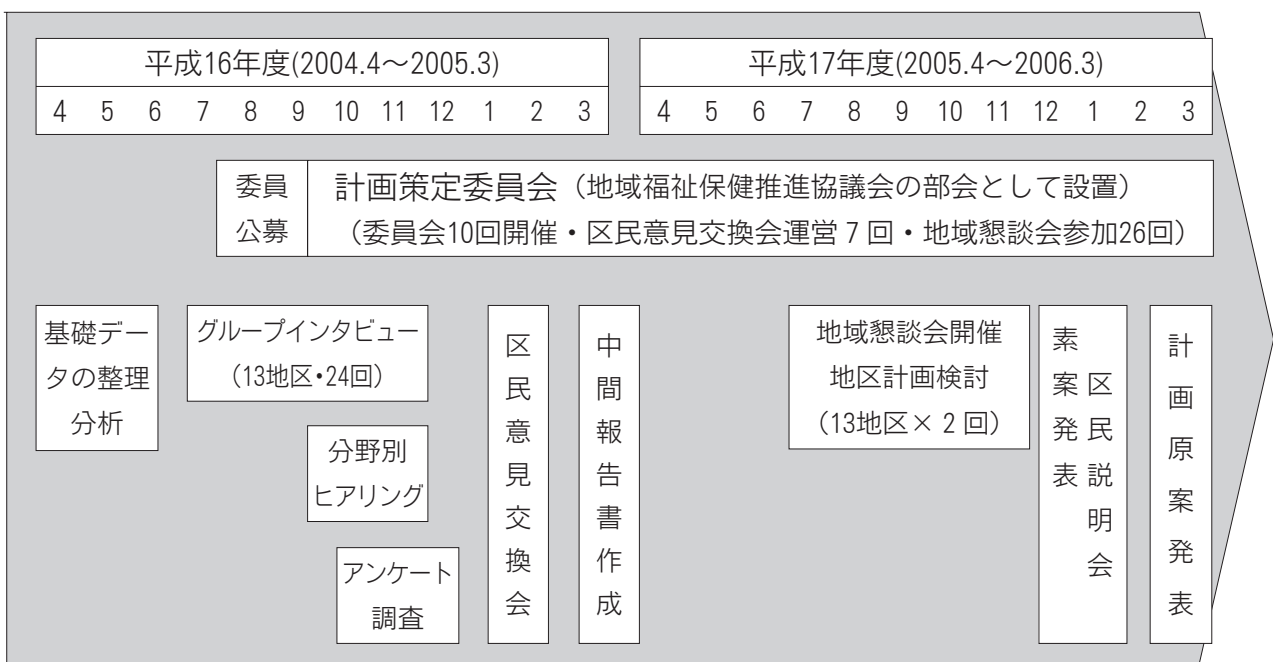


表1 計画策定のための取り組み概要

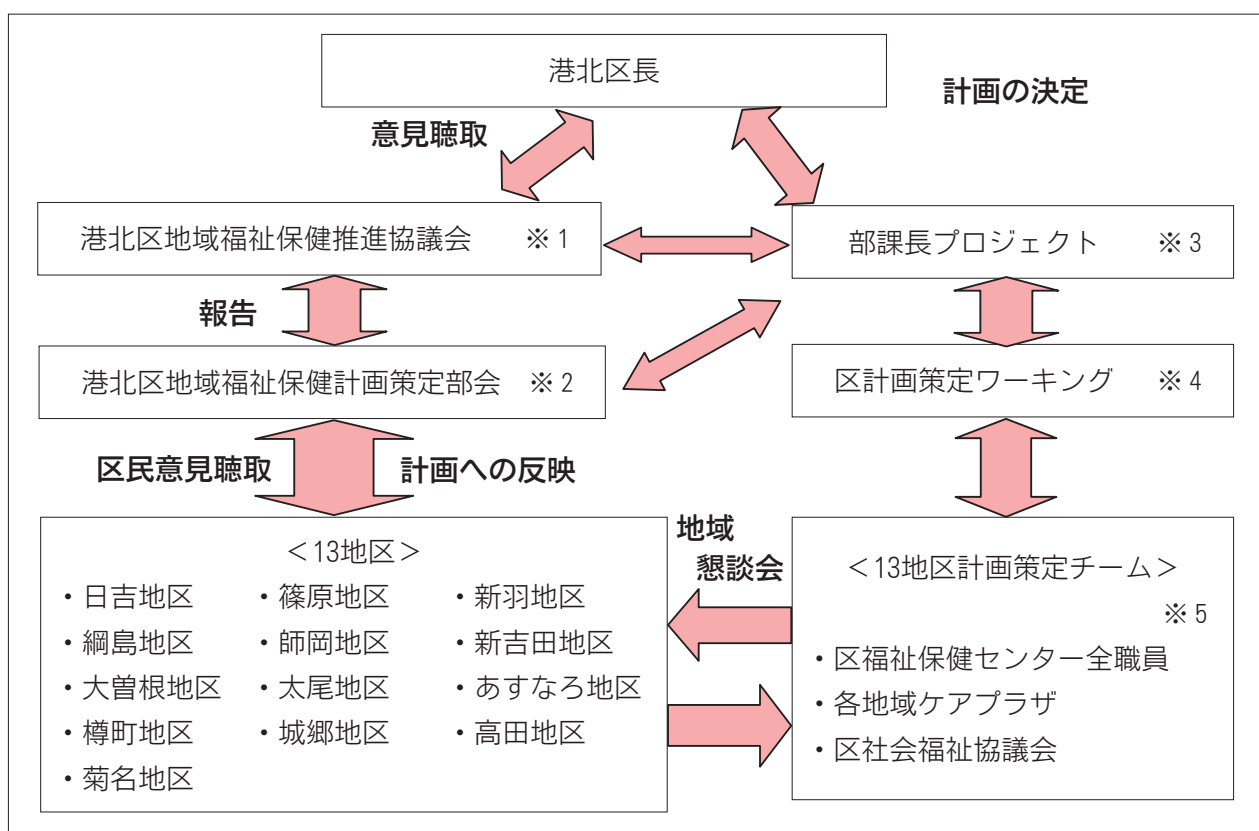
取り組み	概要	回数	区民参加
13地区別 グループインタビュー	地域の生活課題を把握するため、地域で活動している子育て関係者、障がい児者関係者、青少年関係者、高齢者関係者、ボランティア等市民活動団体、民生委員児童委員、保健活動推進員、町内会役員等を対象に7人から10人程度の参加を得て、「地域で生活していて困っていること」「この地域で生活していて良かったと思うこと」についてインタビューを行いました。	24回	176人
分野別 団体ヒアリング	子育て関係団体（子育てグループ、子育て支援者、保育園）、障がい者関係団体（障がい者作業所連絡会（知的・身体）、精神障がい者家族会、難病患者会）、市民活動グループ（市民参加型福祉サービス連絡会（NPO 法人）、港北区ボランティア連絡会）、民生委員児童委員協議会、保健活動推進委員会の参加を得て「区民が困っていること」「活動するうえで困っていること」についてヒアリングを行いました。	22回	194人
港北区暮らしの課題 アンケート調査	18歳以上の区民3,000人を無作為抽出し、グループインタビューで得られた結果を基に、地域での人と人のつながりをつくっていくうえでの「あいさつ」「困った時の相談先・相談相手」「異世代や障がい者とのふれあい」、支え合いを必要とする課題と課題解決への取り組みを進めるうえでの「助けてほしいこと」「自分が助けられること」などについて区民の意識と行動実態を調査しました（郵送調査・回収率53.6%）。	1回	1,609人
区民意見交換会 （オープンハウス）	区内7か所の地域ケアプラザを会場とし、計画づくりにあたって生活課題を解決していくための考え方や方法などについて区民の意見や提案を聞きました。	7回	149人
13地区別 地域懇談会	グループインタビュー等で得られた地域の生活課題をフィードバックし、地域住民が主体となって取り組むべき課題を話し合い、課題を解決するために自分たちで（個人・地域みんなで）取り組む内容について協議し、行動計画を検討しました。	26回	1,225人
計画素案 区民意見募集	平成18年1月1日～2月13日の期間、計画素案に対する区民意見を募集しました。	—	169件
計画素案 地区説明会	平成18年1月19日～2月8日にかけて、計画素案について、区民への説明会を開催しました。13地区別計画素案については、地区別グループに分かれて説明を行いました。	8回	282人

<計画策定体制>

計画は、区民の生活課題を把握するための取り組みや地域懇談会などの結果を踏まえて、港北区地域福祉保健推進協議会の部会として設置された区民委員による「港北区地域福祉保健計画策定部会」の検討を経て策定しました。

また、13地区計画の策定にあたっては、計画策定部会員とともに区役所福祉保健センター全職員、地域ケアプラザ、区社協が13の地区計画策定チームをつくり計画策定に取り組みました。

図4 計画策定体制



※1：港北区の地域福祉及び地域保健を推進するため、保健・医療・福祉及び地域関係組織の代表者23人で構成された協議会。地域福祉保健計画の策定・推進の役割を置く。

※2：地域福祉保健計画を策定するため、地域福祉保健推進協議会の部会として設置された公募委員を含む14人の区民と行政による委員会。

※3：区役所の福祉保健センター、区政推進課、地域振興課の部課長で構成されたプロジェクトで、計画策定の方向性や内容などの全体調整を行う。

※4：13地区計画策定チームのリーダー（福祉保健センター係長13人と職員13人）、地域ケアプラザ職員（7人）、区社協（2人）で構成された、区計画策定作業部会。

※5：13地区別計画策定のため、福祉保健センター課長、係長、全職員、地域ケアプラザ担当者、区社協全職員で構成された地区計画策定作業チーム。

8 計画の推進・評価

この計画は、区民と行政が協働してつくりました。これからの計画の推進も区民と行政が協働しながら進めていくことが大切です。

そのために、計画の実施に向けた取り組みの支援を行い、区民の皆さんと計画の推進状況を評価していきます。

(1) 計画の推進体制

13の地区計画に基づいた地域での取り組みを支援するため、行政、地域ケアプラザ、区社協が中心となり、13地区計画推進支援チームをつくり、具体的な取り組みを支援していきます。

(2) 計画の推進評価

区民参加による港北区地域福祉保健計画推進のための委員会を設置し、計画の進行管理や計画推進のための課題の把握、支援策などについて検討を行っていきます。

(3) 区民フォーラムの開催

多くの区民が計画の推進に参加していただけるよう、計画の推進に携わった区民が地域の様々な取り組みを伝え、活動の輪を広げるためのフォーラムを区民と行政が協働して開催していきます。

※13地区別地域懇談会あれこれ 区民参加はまだまだ少ないのが悩みです・・・

平成17年7月から9月にかけて、学校の体育館や地区センターを会場に土日に開催されました。猛暑の中、うちわを片手に流れる汗をふきながらの地域懇談会になりました。ご参加いただきました皆様ほんとうにお疲れさまでした。区民と行政が協議する場づくりの第一歩ですが、計画づくりに参加いただいた区民は1.1%(3,635人)・・・。これからの計画推進に一人でも多くの区民が関心をもって参加しようと思えるしかけづくりと一緒に考えていただける人はいませんか。募集中です。